

金成壽訴訟一審判決

争いのない事実

(東京地裁 1998年6月23日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

2 争いのない事実等

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。

(一) 原告は、一九二四年（大正一三年）一月一二日に韓国慶尚南道蔚山郡下廂面南外里二八七番地で生まれた男性である。当時の韓国は我が国の植民地下にあり、創氏改名政策が行われていたため、原告は日本名を大立俊雄と名乗っていた。原告は、一九四二年（昭和一七年）初めころ、我が国の旧陸軍に志願し、一九四三年

(昭和一八年)三月ころ、陸軍大田二四部隊第三大隊に配属され、その後、シンガポールに上陸し、マレー半島、ビルマ、雲南省遮放等各地を陸軍歩兵として歴戦した。

(二) 原告は、一九四四年(昭和一九年)一月一二日ころ、ビルマ南部ワラバン付近における戦闘中、左下腿右肩胛部腰部軟部盲貫迫撃砲破片創の重傷を受けた。さらに、原告は、一九四五年(昭和二〇年)三月四日ころ、右負傷による入院先であるビルマ南シヤン州ライカ所在第一二一兵站病院で、敵機の爆撃によって、右上膊投下爆弾破片創を受け、右腕を切断した。

(三) 昭和二七年四月一八日にサンフランシスコ平和条約が締結されたことから、被告は、朝鮮半島出身者については日本国籍を喪失するとの法務省民事局長通達(法務省民事局長通達昭和二七年四月一九日民事甲四三八号)を発し、その結果、

被告は、原告に対し、恩給法九条一項三号に定める国籍条項（以下「本件国籍条項」又は単に「国籍条項」という。）を適用し、原告を日本国籍をもたない者と解釈し、恩給の支給を行っていない。

原告は、現憲法上の正義公平の原理ないし我が国と原告のような朝鮮半島出身の旧日本軍人との関係に基づく信義公平の原理に照らし、条理上、原告の損失補償がされるべき旨主張する。

原告が、前記判示のように、退役後は日本国から恩給が支給されると信じ、旧日本軍人として我が国のために最も危険な南方の最前線で戦闘に参加し、片腕を失う程の重度の戦傷を受けたにもかかわらず、原告の祖国である韓国政府から何らの補償も受けられなかったことをはやむを得ないとしても（原告が関係二国間政府の協定等に基づき韓国政府から補償を受けたか否かについては全く主張も立証もされておらず、当裁判所としては原告がいかなる補償も受けなかったことを前提にすることになる。）、日本国政府からも結局何ら補償を受けなかったとすれば、原告のそうした我が国に対する信頼と努力、そして多大の苦痛は全く報われないことになり、

原告の憤懣やるかたない心情とその境遇は想像を絶するものがあり、同情を禁ずることができない。

しかしながら、そもそも、条理のような公平ないし正義の原理は、実定法上の基底をなす理念として法の解釈適用の指針となる原理であることは疑いのないところであるが、条理自体が根拠となつて具体的な請求権、とりわけ本件のような国家に対する損失補償請求権を基礎付けることができるかについては、消極に解さざるを得ず、また、恩給の支給をいかなる範囲でどの程度行うかということは、前記判示のとおり、政治・社会・経済・財政事情等に従い、最終的には国民の代表する立法府の判断するところであるというほかないのであるから、結局のところ、この点に關する原告の主張もまた採用することができない。

六 以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がないから、棄却を免れない。